

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和元年11月11日開会

熊本県南小国町

令和元年度南小国町農業委員会 11月総会

1. 開催日時 令和元年11月11日(月) 午前10時10分から午前10時35分
2. 開催場所 南小国町役場 議場にて
3. 出席委員 (7名)

1番 杉安申歳委員	3番 松崎久美子委員
4番 下城孔志郎委員	7番 河津篤委員
8番 北里丈夫委員	9番 穴井堅委員
10番 武田時吉委員	
4. 欠席委員 (3名)

2番 佐藤省市委員	5番 佐藤竹良委員
6番 村上文秋委員	
5. 南小国町農業委員会憲章唱和
6. 会議録署名委員の指名(9番委員、10番委員)
7. 議案第 19号 農地法各条関係審議について
8. 議案第 20号 令和元年南小国町農用地利用集積計画の決定について
9. 議案第 号 その他
10. 職務のため議場に出席した事務職員(2名)

事務局長 本田圭一郎
事務局職員 佐藤亮

○職務
代理者

改めましておはようございます。本日は先ほどからお話がありましたように、村上会長が体調不良ということで欠席ですので、職務代理の私の方が議長を務めさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

本日は欠席が2番、5番、6番のかた3名です。委員の過半数に出席いただいておりますので、総会は成立しております。

それではただ今から11月の農業委員会総会を開会いたします。

それでは日程第1の南小国町農業委員会憲章唱和に移ります。

今回はちょうど私が担当となっておりますので、どうぞご唱和お願いいたします。

よろしく願いいたします。

南小国町農業委員会憲章唱和（省略）

はい。ありがとうございました。

続きまして会議録署名委員の指名を行います。

9番 穴井 堅さん。10番 武田時吉さんをお願いいたします。

議案第19号 農地法各条関係審議について

それでは「議案第19号 農地法各条関係審議について」お願いいたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。1ページをお願いいたします。

【議案第19号 農地法各条関係審議について

詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

今回は5条案件が2件となっております。

受付番号1 譲渡人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。譲受人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。申請物件 大字満願寺手形野280-4。台帳・現況共に地目 畑。面積330㎡。使用貸借権設定となっており、転用の理由として、農家住宅建築のため、となっております。

以上です。

○職務
代理者

はい。ありがとうございました。

それでは関係委員のご説明をお願いいたします。

(9番委員手をあげる)

9番穴井 堅委員お願いいたします。

○9番委員

ではご説明申し上げます。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏が宅地転用のうえ、子供でございます〇〇〇〇氏の住宅新築のために貸付けを行いたいとご相談がございま

して、現地確認をいたしましたところ、隣接する土地も町道、それから〇〇〇氏の土地の一部でということございまして、転用及び転用を含めます貸借権設定には問題はないというふうに思いますが、ご審議のほどお願いをいたします。

なお、この農地につきましては、農振地等の設定はございません。以上でございます。

○職務

代理人

はい。ありがとうございました。

続きまして担当地区の推進委員であります井野勝昭推進委員ご意見等ございませんでしょうか。

○井野推進
委員

特に問題はないかと思われま。

○職務

代理人

はい。ありがとうございました。他に委員の方にご意見等お願いいたします。

(ありません。の声あり)

それでは異議なしということで、進めさせていただきます。

それでは賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。それでは全員賛成ですので、受付番号1については、当委員会の意見を付して県知事の方へ進達をいたします。

続いて受付番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。受付番号2 譲渡人(〇〇〇)〇 〇〇〇氏。譲受人(大阪市)(株)〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇氏。申請物件 大字赤馬場〇〇〇〇〇-〇。台帳・現況地目共に田。面積1,076㎡。所有権移転となっており、転用の理由として太陽光発電用地とするためでございます。以上です。

○職務

代理人

はい。ありがとうございました。

続いて担当地区の委員の説明をお願いします。

(8番委員手をあげる)

8番北里委員。

○8番委員

はい。この物件はですね、ちょうど市原保育園から竹の熊の方に行ったところの道の上の田んぼです。ここはちょうど上の方のですね道から上は新井手といってから柴尾井手で水が来ております。その一番下流の方に位置しております。〇〇〇〇さんのほうもですね奥さんを亡くしてから、かあちゃんと娘さんもおりますが、娘さんもまだ養子をとっておりませんのでやっぱ自分で気がかってから、今後はもう娘が養子をとらごつあるなら田んぼは誰が維持するのかな、という言い方で、今度良いあんばい良い関係でですね太陽光関係が来ましたので、もう売るけんが良いかな、ということですね、何ら問題はなかろうとは思いますが、ただあの横に歩道

がありますので、その草がですね、やっぱり土手の草が伸びますのでそこは2回ぐらいはですね、○ちゃん切ってもらわんと、あと子供たちが通学するとにいかんですばい、と言うとります。この物件に関しては良いと思っております。よろしくお願ひします。

○職務

はい。ありがとうございました。

代理者

続きまして、担当地区の推進委員であります井野勝昭推進委員ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。

○井野推進
委員

ただ今北里さんから言われましたように、いろいろあるかと思ひますが、問題はないかと思ひます。

○職務

はい。ありがとうございました。

代理者

それでは他の委員の方のご意見をお願ひしたいと思ひます。

(4番委員手をあげる)

はい。4番下城委員。

○4番委員

農振とか何とかはかかっているんですか。

○職務

事務局から説明をお願ひします。

代理者

○事務局

はい。事務局から説明いたします。

職員

こちらは農振には入ってございません。以上です。

○職務

よろしいですか。

代理者

○4番委員

はい。

○職務

他に何かございませんでしょうか。

代理者

よろしいでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。それでは賛成の方の挙手をお願ひいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ですので受付番号2番につきまして当委員会の意見を付して、県知事の方へ進達いたします。

議案第20号

令和元年南小国町農用地利用集積計画の決定について

続きまして日程第4「議案第20号 令和元年南小国町農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。

事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局長

はい。4ページをお願ひいたします。

【議案第20号 令和元年南小国町農用地利用集積計画の
決定について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

受付コード 31029 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。南小国町大字中原○○。利用権の設定をするもの ○○○○氏。南小国町大字中原○○○○。利用権を設定する土地 大字中原字池田1185-1。現況地目 田。面積655㎡。設定する利用権 利用内容が野菜。期間が令和元年10月1日から令和6年9月30日までの5年間となっております。利用権の種類が賃借権となっております。利用権の設定を受ける○○○○氏の農業経営の状況等としまして、年齢61歳。農作業従事日数は250日となっております。

次のページをお願いいたします。

受付コード31030 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。住所 南小国町大字満願寺○○○○。利用権の設定をするもの ○○○○氏。南小国町大字満願寺○○○○。利用権の設定をする土地 大字満願寺薊原3689。現況地目 田。面積2,770㎡。設定する利用権としまして、利用内容が水稻。期間が令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間。利用権の種類が賃借権となっております。利用権の設定を受ける○○○○氏の農業経営の状況等としまして、年齢82歳。農作業従事日数240日となっております。

続きまして、次のページになります。

受付コード 31031 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。南小国町大字赤馬場○○○○。利用権の設定をするもの ○○○○氏。南小国町大字赤馬場○○○○-○。利用権を設定する土地 大字赤馬場字陣内3595。現況地目 田。面積970㎡。設定する利用権 利用内容が水稻。期間が令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間となっております。利用権の種類が賃借権となっております。同じく3597番地。現況地目 田。面積 1,267㎡。同じく3609。現況地目 田。面積 912㎡。合計で3,149㎡となっております。今申しあげました二つの地番についての設定する利用権につきましては先ほどと同様となっております。

○○○○氏の農業経営の状況としまして年齢69歳。農作業従事日数200日となっております。

以上です。

○職務

代理者

はい。それではただ今の農用地利用集積計画について何かご質問等ございませんでしょうか。

(9番委員手をあげる)

はい。9番穴井委員。

○9番委員

〇〇〇〇氏の件ですが、受付コードの31029ですね、この再設定の件ですが、この賃借権ですけれども、賃借の1筆あたりが10kgとなっておりますが、これは間違いございませんか。

○職務

ただ今の穴井委員からの質問で事務局からの説明をお願いします。

代理者

○事務局

はい。事務局からです。申請は655㎡で1筆あたり10kgということで申請がっておりますので間違いはないかと思います。

職員

○9番委員

はい。わかりました。

○職務

他に何かございませんでしょうか。

代理者

それではただ今の農用地利用集積計画について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ですので当委員会として決定したことを町へ報告通知いたします。

そ の 他

以上で予定されておりました審議につきましては終了いたしました。その他ということで何かありますでしょうか。

はい。ないようでしたら本日の総会をこれで閉会いたします。どうもありがとうございました。ご苦勞様でした。

令和元年11月11日

南小国町農業委員会会長職務代理者

署 名 委 員 9番委員

署 名 委 員 10番委員

会議録調整者 佐藤 亮